

関係団体各位

浜松市都市整備部都市計画課

都市計画施設等の区域内の建築許可における申請手続きの変更について（通知）

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃は、本市都市計画行政について格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、都市計画施設等の区域内の建築許可（都市計画法第53条第1項）における申請手続きについて、市民の利便性の向上及び行政運営の効率化を図るため、下記のとおり変更します。

つきましては、貴団体内への周知をお願いします。

記

1 変更の内容

（1）オンライン申請の開始

本手続きの許可申請、変更許可申請及び変更届について、オンライン申請を開始します。

詳細は、別紙のとおりになります。

なお、窓口においても、従来どおり受け付けいたします。

（2）副本の添付の廃止

本手続きの許可申請、変更許可申請、変更届及び取下げ届について、申請書又は届出書の副本の添付を廃止し、提出書類を1部とします。

2 変更日（予定）

令和7年3月3日（月曜日）

問い合わせ先

浜松市 都市整備部 都市計画課

計画グループ 担当 白石、寺本、稲垣、深津

TEL：053-457-2371

mail：toshikei@city.hamamatsu.shizuoka.jp

令和7年3月3日より 都市計画施設等の区域内における建築 許可（都市計画法第53条第1項）の オンライン申請が可能になります！

都市計画施設（都市計画道路・都市計画公園など）や市街地開発事業（土地区画整理事業・市街地再開発事業など）の区域内で建築物を建築する場合には一定の制限のもと、市長の許可を受けなければなりません。

浜松市では、令和7年3月3日（月）から、上記のオンライン申請が可能になります。

オンライン申請は来庁せずに申請が可能ですのでご活用ください。

ただし、**許可書を交付する際には、都市計画課窓口へ受け取りに来ていただく**必要がございます。

また、引き続き、窓口での受付も行っています。

なお、許可書の再発行はできませんので、許可書の取り扱いには十分ご注意ください。

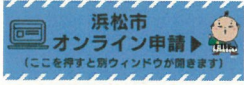
オンライン申請の対象手続き

対象となる手続き	手続きの内容
許可申請	都市計画施設等の区域内に建築物を建てる場合
変更許可申請	計画敷地、建物の配置又は構造の変更、階数、建築面積又は延べ面積が増加する変更の場合
変更届	上記以外の変更の場合

※取下げ届はオンライン申請で対応していませんので、窓口で申請してください。

☆オンライン申請は浜松市ホームページからできます。

浜松市 HP (<http://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/>)
 ⇒ 手続き・暮らし ⇒ 住まい・建築 ⇒ 建築確認申請等
 ⇒ 都市計画施設等の区域内における建築の許可について

⇒ 

問い合わせ窓口
浜松市 都市整備部 都市計画課 ・電話：053-457-2371 ・メール：toshikei@city.hamamatsu.shizuoka.jp